

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 <u>文化庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	史跡等の土地を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税の特別控除額及び法人税の損金算入限度額の拡充	
要望内容（概要）	個人又は法人が史跡名勝天然記念物として指定された土地を国又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得について、現行の控除額・損金算入限度額を2千万円から5千万円に上げる。	
関係条文	[地方税法第23条第1項第2～3号、第32条第1項、第72条の12第1号イ、ハ、第72条の14、第72条の23第1項、第292条第1項第2～3号、第313条第1項]	
減収見込額	(初年度) ▲870 (-) (平年度) ▲870 (-) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>史跡等は我が国の歴史を具体的に示す遺跡や、国土美を代表する景勝地や古庭園、国土の自然を記念する動植物等のうち重要なものとして文部科学大臣が指定したものであり、いずれも日本の歴史、文化、国土の成り立ちを物語る記念物として後世に伝えるべき貴重な財産である。</p> <p>史跡等の維持管理には多額の経費がかかるとともに、各種の行為規制が課されるため、経済的事情等の問題から個人・法人所有者が適切な管理を行うことができない場合がある。したがって、史跡等の適切な管理の観点から、国又は地方公共団体による公有化を促進することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>公有化に伴う税制措置が設けられていることにより、個人・法人所有者が史跡等の譲渡先を考慮する際に、国等への譲渡が促され、史跡等の公有化が促進される。また、公有化を前提とした史跡等への指定に際しても、所有者の同意取り付けを容易にするものである。</p> <p>このことは、多様な主体の参加が期待される史跡等において、地権者の理解と協力を得た円満な用地交渉を経ることにより、史跡等を核とした観光振興の推進、ひいては、地域経済の活性化を早期に実現することにもつながる。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		4—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 2 文化による心豊かな社会の実現 施策目標 1 2-2 文化財の保存及び活用の充実
	政策の達成目標	史跡等の買上げ事業（公有化助成事業）等の予算措置と併せて推進することにより、史跡等の公有化予定率を高めることで、史跡等の適切な保存・活用を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	指定面積から社寺有地を除く面積（公有化対象地）の6割未満（57.7%）を公有化
有効性	要望の措置の適用見込み	公有化率増加推定値 約1.2%
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	史跡等の土地の所有者（個人・法人）が国等へ譲渡する際の譲渡所得から2,000万円を上限として特別控除・損金算入する措置がとられているが、公有化率は6割に達しておらず、一層の促進が必要である。本要望の措置により、国等への史跡等の譲渡がさらに促進され、文化財のき損・滅失防止に資することになるとともに、その後の整備も推進されることが期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	史跡等公有化助成国庫補助事業 （平成23年度予算：13,626百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本税制措置は、史跡等の土地の所有者に対するものであるが、予算措置は、買い上げを行う地方公共団体に対するものである。両措置が相互にあいまって働くことにより、史跡等の公有化が促進される。
	要望の措置の妥当性	平成22年度の公有化の実績は866件あり、本税制優遇措置を活用して公有化が促進されている。本要望により、個人・法人所有者から国等への譲渡が促され、史跡等の公有化が促進されるとともに、公有化後の整備事業も促進されるため、本要望措置は妥当である。
	ページ	4—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(参考) 平成22年度 【個人住民税】 651件、約181百万円 【法人住民税、法人事業税】 212件、約35百万円 ※調査実績をもとに推計</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和44年度 上限 300万円(創設) 昭和46年度 上限1,200万円(要望) 昭和49年度 上限2,000万円(措置)(現在に至る) 平成2年度 上限4,000万円(要望) 平成3年度 上限4,000万円(要望)</p>
<p>ページ</p>	<p>4—3</p>